

## ○柏市ラブホテル建築規制条例

昭和60年12月24日

条例第28号

改正 平成4年3月27日条例第17号

平成8年3月29日条例第2号

平成13年3月30日条例第18号

平成13年12月27日条例第38号

平成17年3月22日条例第77号

平成18年3月29日条例第12号

平成27年10月6日条例第35号

平成30年3月2日条例第5号

〔注〕平成8年から改正経過を注記した。

### (目的)

第1条 この条例は、ラブホテルの建築に関し必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境を保持するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する建築物（国，地方公共団体及び公共的団体が建築するもの，都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業その他規則で定める事業により建築するもの並びに第3条に規定する規制区域内に建築するもののうち床面積が20平方メートル以下である1人用の客室を2分の1以上有するものを除く。）をいう。
- (2) ラブホテル ホテル等のうち，別表に掲げるもののいずれかに該当するものであって，専ら異性を同伴する客に利用させるものと認められるものをいう。
- (3) 建築 ホテル等を新築し，増築し，若しくは改築すること，ホテル等の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをすること又は既存建築物をホテル等の用に供することをいう。

(平13条例18・平30条例5・一部改正)

(規制区域内のラブホテル建築禁止)

第3条 次に掲げる地域及び区域（以下「規制区域」という。）においては、ラブホテルを建築してはならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域以外の地域（同法第7条第1項に規定する市街化調整区域を含む。）

(2) 商業地域であって、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域

ア 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

ウ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び同法第12条の4の規定により児童相談所に設置された児童一時保護施設

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

カ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館

キ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5章に規定する公民館

ク 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設

ケ 旅館業法施行条例（昭和33年千葉県条例第7号）第2条第1項第6号の規定により千葉県知事が指定した青少年施設、青少年教育施設、青年館、スポーツ施設等

コ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

2 ホテル等の敷地が規制区域の内外にわたる場合は、その敷地はすべて規制区域内にあるものとみなす。

(平13条例38・平17条例77・平18条例12・平27条例35・平30条例5・一部改正)

(ホテル等の建築の公開)

第4条 ホテル等の建築をしようとする者は、次条第2項前段の規定による申請又は第8条第1項の規定による届出をする前に、規則で定める標識を当該敷地の通行者から見や

すい場所に設置しなければならない。

2 前項の規定により設置した標識は、当該ホテル等の建築が完了するまでの間、設置しなければならない。

3 市長は、次条第2項前段、第6条の2第2項前段（第4項において準用する場合を含む。）又は第8条第1項前段若しくは第2項前段（第3項において準用する場合を含む。）の規定により提出された図書のうち、付近見取図、配置図、平面図その他規則で定めるものを関係人から閲覧の請求があった場合は、規則で定めるところにより、これを閲覧させることができる。

（平13条例18・一部改正）

（ホテル等の審査）

第5条 規制区域内において、ホテル等を建築しようとする者は、当該建築がラブホテルの建築に該当するかどうかについて、市長の審査を受けなければならない。

2 前項の規定による審査を受けようとする者は、付近見取図、配置図、平面図その他規則で定める図書を添付して、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。この場合において、当該建築が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する確認（以下「確認」という。）が必要なものであるときは、確認申請書の提出前に申請しなければならない。

（平13条例18・一部改正）

（諮問及び結果の通知）

第6条 市長は、前条第1項に規定する審査を行うときは、第13条第1項に規定する柏市ホテル等建築審議会に諮問するものとする。

2 市長は、前条第1項に規定する審査を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を書面により当該申請者に通知するものとする。

（平13条例18・一部改正）

（建築の変更）

第6条の2 前条第2項の規定による通知（ラブホテルの建築に該当しない旨の通知に限る。）を受けた者であって、ホテル等の建築の計画を変更しようとするものは、当該変更後の建築がラブホテルの建築に該当するかどうかについて、市長の審査を受けなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、第13条第1項に規定する

柏市ホテル等建築審議会に諮問することができる。

- 2 前項の規定による審査を受けようとする者は、前条第2項の規定により通知された書面、変更後の配置図及び平面図その他規則で定める図書を添付して、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。この場合において、当該建築が法第6条第1項に規定する計画の変更が必要なものであるときは、計画変更確認申請書の提出前に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する審査を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を書面により当該申請をした者に通知するものとする。
- 4 前3項の規定は、前項の規定による通知（ラブホテルの建築に該当しない旨の通知に限る。）を受けた者であって、ホテル等の建築の計画を変更しようとするものに係る審査について準用する。

（平13条例18・追加）

（名義等の届出）

第6条の3 第5条第2項の規定により申請した者は、ホテル等の工事に着手する前に、当該ホテル等の建築主、当該ホテル等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）及び当該ホテル等の所有者（次項において「建築主等」という。）について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 建築主等に変更（当該建築主等の住所又は氏名の変更を含む。）があったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

（平13条例18・追加）

（完了検査）

第7条 第6条第2項の規定による通知（ラブホテルの建築に該当しない旨の通知に限る。）を受けた者は、当該ホテル等の建築が完了したときは、その旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該ホテル等がラブホテルに該当するかどうかについて、検査するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による検査をした場合において、当該ホテル等がラブホテルに該当しないと認めるときは、その旨を規則で定めるところにより、当該届出をした者に通知するものとする。

(平8条例2・平13条例18・一部改正)

(ホテル等の届出)

第8条 規制区域外において、ホテル等を建築しようとする者は、当該建築について、付近見取図、配置図、平面図その他規則で定める図書を添付して、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、当該建築が法第6条第1項に規定する確認が必要なものであるときは、確認申請書の提出前に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者であって、当該建築の計画を変更しようとするものは、変更後の配置図及び平面図その他規則で定める図書を添付して、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、法第6条第1項に規定する計画の変更が必要なものであるときは、計画変更確認申請書の提出前に届け出なければならない。

3 前項の規定は、同項の規定による変更の届出をした者であって、当該建築の計画を変更しようとするものについて準用する。

(平13条例18・一部改正)

(指導及び勧告)

第9条 市長は、前条の規定による届出者に対して、周辺地域の良好な生活環境の保持及び青少年の健全な育成を図るため必要な指導及び勧告をすることができる。

(立入調査)

第10条 市長は、この条例の施行のため必要な限度において、職員にホテル等を建築しようとする敷地又は建築中若しくは建築後のホテル等若しくはホテル等の敷地に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、規則で定める証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平13条例18・一部改正)

(中止命令等)

第11条 市長は、第3条、第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項、第6条の2第2項又は第7条第1項の規定に違反したホテル等の建築について、当該ホテル等の建築主、当該ホテル等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）又は当該ホテル等の所有者

(以下「建築主等」という。)に対して、規則で定めるところにより、当該ホテル等の建築の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、当該ホテル等の建築に関する違反を是正するために必要な措置を取ることを命じることができる。

(平13条例18・一部改正)

(報告)

第12条 市長は、建築主等に対して、この条例の施行に関し必要な事項について、報告を求めることができる。

(審議会の設置等)

第13条 市長の諮問に応じ、この条例の施行に関し必要な事項を調査審議させるため、柏市ホテル等建築審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、市長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(罰則)

第14条 第3条の規定に関する第11条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

2 第5条第2項、第6条の2第2項又は第7条第1項の規定に関する第11条の規定による市長の命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(平13条例18・一部改正)

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に確認の通知を受けたホテル等の建築に係る当該建築又は確認を要しないホテル等の建築であつてすでに着手している当該建築については、この条例の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際、確認申請書を提出中のホテル等の建築については、第4条第1項中「次条第2項前段に規定する申請又は第8条第1項に規定する届出をする前に、」及び第5条第2項（第8条第2項において準用する場合を含む。）中「確認申請書の提出前に」とあるのは「直ちに」と読み替えて、この条例の規定を適用する。

（沼南町との合併に伴う経過措置）

4 平成17年3月28日（以下「沼南町との合併日」という。）前に沼南町ラブホテル建築規制に関する条例（昭和61年沼南町条例第1号。以下「沼南町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（平17条例77・追加）

5 沼南町との合併日前に確認の申請がされたホテル等の建築（沼南町との合併日の前日における沼南町の区域に相当する区域内において沼南町との合併日以後にされる建築であつて、大規模の修繕又は大規模の模様替えに該当するものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

（平17条例77・追加）

6 沼南町との合併日前に沼南町条例第5条第2項の規定による申請がされたホテル等の建築に係る第5条第1項、第6条の2及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「ラブホテル」とあるのは、「沼南町ラブホテル建築規制に関する条例（昭和61年沼南町条例第1号）第2条第2号に規定するラブホテル」とする。

（平17条例77・追加）

7 沼南町との合併日前にした沼南町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、沼南町条例の例による。

（平17条例77・追加）

附 則（平成4年条例第17号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第2号）

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の柏市ラブホテル建築規制条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号に規定するホテル等に該当する建築物であつて、改正後の柏市ラブホテル建築規則条例（以下「新条例」という。）第2条第1号に規定するホテル等に該当しないこととなるものに関し、この条例の施行の際、旧条例第5条第1項の規定による審査を受けている者については、なお従前の例による。ただし、旧条例第6条第1項の規定については、適用しない。

3 この条例の施行の際、法第6条第1項の規定により計画変更申請書を提出して確認を受けているホテル等の建築の計画の変更については、第6条の2第2項後段及び第8条第2項後段中「計画変更確認申請書の提出前に」とあるのは「この条例の施行後速やかに」と読み替えて、新条例の規定を適用する。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第77号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。ただし、第3条第1項第2号エの改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第12号抄）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条の規定 平成18年10月1日

附 則（平成27年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第5号）

この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第3条第1項第2号オの改正規

定は、公布の日から施行する。

別表（第2条第2号）

（平13条例18・一部改正）

1	利用客と従業員とが開放的に対面できるフロント、玄関帳場等（以下「フロント等」という。）の設備を有しないもの														
2	利用客が共用玄関からフロント等及び廊下、階段、昇降機等の共用の施設を通じて客室に入る構造を有しないもの														
3	利用客が自由に利用できる食堂（調理室を含む。以下同じ。）又はロビーの使用上有効な床面積が、それぞれ次の表の左欄に掲げる収容人員の区分ごとに、同表の右欄に定める数値に達しないもの <table border="1" data-bbox="296 999 1187 1451"><thead><tr><th rowspan="2">収容人員の区分</th><th colspan="2">床面積</th></tr><tr><th>食堂</th><th>ロビー</th></tr></thead><tbody><tr><td>30人以下</td><td>30平方メートル</td><td>30平方メートル</td></tr><tr><td>31人から50人まで</td><td>40平方メートル</td><td>40平方メートル</td></tr><tr><td>51人以上</td><td>50平方メートル</td><td>50平方メートル</td></tr></tbody></table>	収容人員の区分	床面積		食堂	ロビー	30人以下	30平方メートル	30平方メートル	31人から50人まで	40平方メートル	40平方メートル	51人以上	50平方メートル	50平方メートル
収容人員の区分	床面積														
	食堂	ロビー													
30人以下	30平方メートル	30平方メートル													
31人から50人まで	40平方メートル	40平方メートル													
51人以上	50平方メートル	50平方メートル													
4	食堂及びロビーの付近に利用客用の男女別の便所を設けていないもの														
5	動力により振動又は回転するベッド、横臥 <sup>が</sup> している人の姿態を映すために設けられた鏡その他専ら人の性的好奇心をそそるため設けられた設備又は構造を有するもの														
6	総合的にみて、ホテル等の形態、意匠、屋外広告物等が周辺的生活環境と調和しないもの														

